

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年度金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）<u>、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示十三号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。）及び金融商品取引法第五十七条の十七</u>第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「<u>連結自己資本規制比率告示</u>」<u>という。</u>）<u>において使用する用語の例</u>による。</p>

法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。）において使用する用語の例による。

（金融庁長官が定める場合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合及び最終指定親会社TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率を算出する場合とする。

（事業年度の記載事項）

第三条 最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況等を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率（連結レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項及びTLACに関する開示事項を記載するものとする。

（金融庁長官が定める場合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合（自己資本の充実の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する場合とする。

（事業年度の記載事項）

第三条 最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況等を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（連結自己資本規制比率告示第二百八十条の第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハト 略」

「八〇十一 略」

十二 連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第八号により作成するものとする。）

十三 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 Ⅲ リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することを行う。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハト 同上」

「八〇十一 同上」

十二 連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十三 「同上」

4 「同上」

「一・二 同上」

三 Ⅲ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみな

- イ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ハ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ホ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

[5~7 略]

し計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーの額

[5~7 同上]

8|| 第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第九号により作成するものとする。

- 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
- 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
- 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

(中間事業年度の記載事項)

第四条 最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における自己資本の充実の状況等を記載した書面には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項を記載するものとする。

〔2〕5 略〕

6|| 前条第八項の規定は、第一項のTLACに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況等を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔項を加える。〕

(中間事業年度の記載事項)

第四条 最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における自己資本の充実の状況等を記載した書面には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項を記載するものとする。

〔2〕5 同上〕

〔項を加える。〕

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

「一〇十一 略」

十二 最終指定親会社T L A C告示第二条に規定する外部T L A C比率に関する開示事項

十三 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の概要

十四 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、それぞれ作成するものとする。

3 〔略〕

(別紙様式第一号)

〔表 別紙2〕

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、それぞれ作成するものとする。

3 〔同上〕

(別紙様式第一号)

〔表 別紙1〕

(1) 〔同左〕

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及

び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」）と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号をいう。
）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

a 「少数出資金融機関等の他外部TLAC関連調達手段のうち、ワークアウト・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額をいう。なお、この項は、自金融機関がTLAC規制対象最終指定親会社でな

び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一）における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

い場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

(6) [略]

(7) 連結自己資本規制比率及び資本バツプラー

- a 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合には、項番64「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

- b 当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、項番68「連結資本バツプラー比率」の項の比率は、同面の項番27「連結資本バツプラー比率」の項の比率と一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整

(5) [同左]
[加える。]

(6) [同左]

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目

項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) その他

a ロ欄には、この様式と別紙様式第八号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない）。

b この様式における「当最終指定親会社四半期末」の表記につき、事業年度の開示においては「当事業年度末」と、中間事業年度の開示においては「当中間事業年度末」と、それぞれ読み替えるものとする。

。この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

[加える。]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット	当期末 前期末	
【略】				
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）			
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット	当期末 前期末	
【同左】				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーパストラック方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関係方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的的手法を採用した場合にあつては、リスク・ウェイトを直接に判定することができるものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

に係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠

[加える。]

㉕ [同左]

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「

方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載する

内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項目欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

ことを要しない。

㉞ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉟ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊀ [略]
㊁ [略]
㊂ [略]
㊃ [略]
㊄ [略]
㊅ [略]
㊆ [略]
㊇ [略]
㊈ [略]
㊉ [略]
㊊ [略]
㊋ [略]
㊌ [略]
㊍ [略]
㊎ [略]
㊏ [略]
㊐ [略]
㊑ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末

㊒ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊔ [同左]
㊕ [同左]
㊖ [同左]
㊗ [同左]
㊘ [同左]
㊙ [同左]
㊚ [同左]
㊛ [同左]
㊜ [同左]
㊝ [同左]
㊞ [同左]
㊟ [同左]
㊠ [同左]
㊡ [同左]
㊢ [同左]
㊣ [同左]
㊤ [同左]
㊥ [同左]
㊦ [同左]
㊧ [同左]
㊨ [同左]
㊩ [同左]
㊪ [同左]
㊫ [同左]
㊬ [同左]
㊭ [同左]
㊮ [同左]
㊯ [同左]
㊰ [同左]
㊱ [同左]
㊲ [同左]
㊳ [同左]
㊴ [同左]
㊵ [同左]
㊶ [同左]
㊷ [同左]
㊸ [同左]
㊹ [同左]
㊺ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]
㊾ [同左]
㊿ [同左]
[加える。]

」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

（第二面） 【略】

（第三面）

【表略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【同左】

（注）

【同左】

（第二面） 【同左】

（第三面）

<p>a 項番 1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～f 略]</p> <p>(第四面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u> (連結自己資本規制第四十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算 (連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示におい</p>	<p>a 項番 1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～f 同左]</p> <p>(第四面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算 (連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示におい</p>
---	--

て使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三條の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

(第八面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三條の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

【(第九面)～(第十三面) 略】

(第十四面)

(単位：百万円)

て使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

(第八面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

【(第九面)～(第十三面) 同左】

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
【略】	RC	PPE	実効PPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る ^α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ アセット の額

【(注) 略】 [(第十五面)～(第二十一面) 略] (第二十二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【略】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
【同左】	再構築コ スト	アドオン	実効PPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る ^α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ アセット の額

【(注) 同左】 [(第十五面)～(第二十一面) 同左] (第二十二面)

【同左】

(注)

【同左】

a 【同左】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- d 三欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）

- ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

- e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i～] 略]

(第二十三面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i～] 同左]

(第二十三面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘

満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて

採した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案

同じ。)の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番	イ	合計	[略]
[略]			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	<u>内部格付手法</u> が適用される証券化エクスポージャー		
7	<u>外部格付手法</u> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		

した後のエクスポージャーの額を右欄又は左欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番	イ	合計	[同左]
[同左]			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付手法</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
7	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	<u>連結自己資本規制比率</u> 第二百二十五条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		

	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>連結自己資本規制比率告示</u> <u>第二百二十五条</u> <u>第一項</u> の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>連結自己資本規制比率告示</u> <u>第二百二十五条</u> <u>第一項</u> の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

〔同左〕

【a～c 略】

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準

【a～c 同左】

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百三十一条第一項（連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百三十一条第一項（連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百三十一条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポ

拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エ

クスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ⓐ 項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ⓑ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの

クスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓡ [略]

Ⓢ [略]

額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番17「連結自己資本規制比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「連結自己資本規制比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓡ [同左]

Ⓢ [同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートジャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		【略】
項番		合計		【略】
		【略】		
	エクスポートジャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <u>進捗方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャー			
7	外部格付 <u>進捗方式</u> が適用される証券化エクスポートジャー			
8	<u>標準的手法進捗方式</u> が適用される証券化エクスポートジャー			
9	<u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポートジャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法 <u>進捗方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付 <u>進捗方式</u> により算出した信用リスク・アセット			

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートジャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		【同左】
項番		合計		【同左】
		【同左】		
	エクスポートジャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <u>進捗方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャー			
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャー			
8	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポートジャー			
9	<u>連結自己資本規制比率告示第二二十五条第一項の規定</u> により <u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポートジャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法における外部格付 <u>進捗方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット			

12	標準的手法 準備方式 により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法 準備方式 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付 準備方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 準備方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率報告書において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に並び、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (連結自己資本規制比率報告書**第二百四十五**条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載す

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	連結自己資本規制比率報告書 第二二十五 条 第一項 の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付 準備方式 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における指定 関数方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	連結自己資本規制比率報告書 第二二十五 条 第一項 の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に並び、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (連結自己資本規制比率報告書**第三十**条**第一項** (連結自己資本規制比率報告書**第二百四十八**条**第一項**において適用す

ること。

- 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

㍑ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

㍒ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㍓ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の

る場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額)を記載すること。

- 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百三十条第一項（連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百三十三条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

㍑ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㍒ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した

額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分の項ハ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポー

信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項ハ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付手法における指定関数

ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉑ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ 【略】

㉔ 【略】

【(第二十六面)～(第三十二面) 略】

方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉑ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ 【同左】

㉔ 【同左】

【(第二十六面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[略]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
[略]				

(注)

(1) オン・バランス資産の額

a 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(Δ)」とは、連結レバレッジ比率規制告示第三条第三項の規定により、連結レバレッジ比率の算出にお

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[同左]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアプトオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
6				
[同左]				

(注)

a 「国際様式の該当番号」とは、バニーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

いて連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。

b 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）とは、連結レバレッジ比率規制告示第三条第一項ただし書及び同条第二項の規定に従い、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。

c 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

d 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示（連結レバレッジ比率規制告示附則第五条第一項に規定する旧最終指定親会社計算告示をいう。以下この様式において同じ。）第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、旧最終指定親会社計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

e 「Tier1 資本に係る調整項目の額（△）」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第六条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、連結レバレッジ比率規制告示第七条第一項第一号に掲げる合計額をいう。

b 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、最終指定親会社四半期の開示においては「当最終指定親会社四半期末」、「前最終指定親会社四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

- 番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
- c 「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、連結レバレッジ比率規制告示第七条第二号に掲げる合計額をいう。
- d 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番5と項番6との間に「デリバティブ取引等に関するアトオンの額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
- e 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番5と項番6との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二号に掲げる合計額(gの額を除く。)を記載すること。
- f 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第五条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、同条第十一項における、デリバティブ取

引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(Δ)」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第七条第三項における、CVM_gの額を記載すること。

i 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(Δ)」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、連結レバレッジ比率規制告示第七条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)をいう。

k 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)を記載すること。

l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(Δ)」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第七条第八項の規定により、最終指定親会社等がプロテクションを提供したクレジット・デリバ

ナイアの想定元本の額から控除した、当該最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

Ⅲ 連結レバレッジ比率規制告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(Δ)」の項には、同条第九項の規定により、最終指定親会社等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

a 「レボ取引等に関する資産の額」とは、連結レバレッジ比率規制告示第八条第一項第一号に掲げる合計額(同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額)をいう。

b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額(Δ)」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第八条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、連結レバレッジ比率規制告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額(掛目を乗じる前の額)、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額(掛目を乗じる前の額)及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの

名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。

h 「オフ・バランス取引に係るエクスジョーヤーの額への変換調整の額（△）」の項には、連結レバレッジ比率規制告示第九条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスジョーヤーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

a 「資本の額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、最終指定親会社四半期の開示においては「当最終指定親会社四半期末」、「前最終指定親会社四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「ー」を記載すること。

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式 の該当番 号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット 当中間 期末	前中間 期末	
【略】				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ボンゾート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式 の該当番 号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット 当中間 期末	前中間 期末	
【同左】				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーパストラック方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関係方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的的手法を採用した場合にあつては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンゼート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャー

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

に係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

[加える。]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ [同左]

㉟ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊱ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項への合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項への合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項への合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項への合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券

うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項への合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項への合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項への合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項への合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項への額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポー

化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉞ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉟ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊀ [略]
㊁ [略]
㊂ [略]
㊃ [略]
㊄ [略]
㊅ [略]
㊆ [略]
㊇ [略]
㊈ [略]

一に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊉ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊊ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊋ [同左]
㊌ [同左]
㊍ [同左]
㊎ [同左]
㊏ [同左]
㊐ [同左]
㊑ [同左]
㊒ [同左]

ss [略]

比 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジャー」と及び「信用リスク・アセットのみならず計算が適用されるエクスポートジャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

【表略】

(注)

pp [同左]

[加える。]

(第二面)

【同左】

(注)

<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（連結自己資本規制第四十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第三面)</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第三面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（連結自己資本規制第四十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～i 略]</p> <p>(第四面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～i 同左]</p> <p>(第四面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p>

<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 略]</p> <p>(第五面)</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 同左]</p> <p>(第五面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 略]</p> <p>(第六面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 同左]</p> <p>(第六面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～z 略】

【（第七面）～（第九面） 略】
（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
【略】	RC	PPE	実効PPE	規制上のエクスポートージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー	リスク・アセットの額
	【略】					

【（注） 略】

【（第十一面）～（第十六面） 略】

（第十七面）

【表略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示におい

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～z 同左】

【（第七面）～（第九面） 同左】
（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
【同左】	再構築コスト	アドオン	実効PPE	規制上のエクスポートージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー	リスク・アセットの額
	【同左】					

【（注） 同左】

【（第十一面）～（第十六面） 同左】

（第十七面）

【同左】

（注）

【同左】

て使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i～j 略]

(第十八面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i～j 同左]

(第十八面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規

結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項

制比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ 欄又はホ 欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はホ 欄に計上すること。

[i～1 略]

（第十九面）

（単位：百万円）

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）			
項番		イ	[略]
		合計]
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法連携方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ 欄又はホ 欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はホ 欄に計上すること。

[i～1 同左]

（第十九面）

（単位：百万円）

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法における外部格付連携方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		

7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー	
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	
9	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
----	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、

17	連結自己資本規制比率告示第二百五条第一項の規定に上り <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
----	---	--	--

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (連結自己資本規制比率告示第二百三十三条第一項 (連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (連結自己資本規制比率告示第二百三十三条第一項 (連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百三十三条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象とな

⒌ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒍ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒎ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒏ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%の

っている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⒉ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒋ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒌ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒍ 項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄

スク・ウエイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

- ㊦ [略]
- ㊧ [略]

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		[略]
項番		合計		
		[略]		
	エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー			
8	標準的 <u>手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー			
9	1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			

の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

- ㊦ [同左]
- ㊧ [同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		[同左]
項番		合計		
		[同左]		
	エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	内部格付手法における指定 <u>関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャー			
8	標準的 <u>手法</u> が適用される証券化エクスポージャー			
9	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条 <u>第一項</u> の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			

10	内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～c 略】

10	内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

【同左】

【a～c 同左】

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の第二一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポンージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポンージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポンージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポンージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポンージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百三十一条第一項（連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百三十一条第一項（連結自己資本規制比率告示第二百四十八条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百三十三条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポンージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項

Ⓙ 項番11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一

イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番11 「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番12 「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12 「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ⓐ 項番13 「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13 「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ⓑ 項番14 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付

致する。

⌚ 項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [略]

⌞ [略]

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌚ 項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17 「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17 「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [同左]

⌞ [同左]

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第五号)

[表 別紙 4]

(1) 「外国法令に準拠する手段（その他外部ILAC調達手段に限る。）」については、その他外部ILAC調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合において、最終指定親会社ILAC告示第四条第三項第九号本文の要件を満たすとき（当該国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備しているとき）には「法令」と、最終指定親会社ILAC告示第四条第三項第九号ただし書の要件を満たすとき（発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき）には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めがない場合には、「該当なし」と記載すること。なお、自己資本調達手段に関する契約内容を記載する場合又は自金融機関がILAC規制対象最終指定親会社でない場合には、記載することを要しない（これらの場合には、当該項を削除することができる。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(別紙様式第五号)

[表 別紙 3]

[加える。]

(1) [同左]

(2) [同左]

(3) [同左]

(4) [同左]

<u>(6)</u>	[略]
<u>(7)</u>	[略]
<u>(8)</u>	[略]
<u>(9)</u>	「特別早期償還特約」とは、 <u>その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後五年、その他外部TLAC調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後一年をそれぞれ経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。</u>
<u>(10)</u>	[略]
<u>(11)</u>	[略]
<u>(12)</u>	[略]
<u>(13)</u>	[略]
<u>(14)</u>	[略]
<u>(15)</u>	[略]
<u>(16)</u>	[略]
<u>(17)</u>	[略]
<u>(18)</u>	[略]
<u>(19)</u>	[略]
<u>(20)</u>	[略]
<u>(21)</u>	[略]
<u>(22)</u>	[略]
<u>(23)</u>	「劣後性の手段」については、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段においては「法令上の劣後」又は「契約上の劣後」のうち該当するものを、その他外部TLAC調達手段においては「法令上の劣後」、「契

<u>(5)</u>	[同左]
<u>(6)</u>	[同左]
<u>(7)</u>	[同左]
<u>(8)</u>	「特別早期償還特約」とは、 <u>一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。</u>
<u>(9)</u>	[同左]
<u>(10)</u>	[同左]
<u>(11)</u>	[同左]
<u>(12)</u>	[同左]
<u>(13)</u>	[同左]
<u>(14)</u>	[同左]
<u>(15)</u>	[同左]
<u>(16)</u>	[同左]
<u>(17)</u>	[同左]
<u>(18)</u>	[同左]
<u>(19)</u>	[同左]
<u>(20)</u>	[同左]
<u>(21)</u>	[同左]
	[加える。]

約上の劣後」又は「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること。

(24) 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。

(25) 「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本又は外部TLACに係る基礎項目の額の区分に及び、連結自己資本規制比率告示に定める普通株式の要件、その他Tier1資本調達手段の要件、Tier2資本調達手段の要件又はその他外部TLAC調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段又は当該その他外部TLAC調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項（連結自己資本規制比率告示第六条第四項第十五号又は第七条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(22) 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。

(23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に及び、連結自己資本規制比率告示第五条第三項に定める普通株式の要件、連結自己資本規制比率告示第六条第四項に定めるその他Tier1資本調達手段の要件又は連結自己資本規制比率告示第七条第四項に定めるTier2資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（連結自己資本規制比率告示第六条第四項第十五号又は第七条第五項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号		イ	ロ	[略]
		リスク・アセット		
		当四半期末	前四半期末	
[略]				
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ワンズデート方式）			
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号		イ	ロ	[同左]
		リスク・アセット		
		当四半期末	前四半期末	
[同左]				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーミュラ方式1250%）		
[略]			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 準拠方式又は内部評価方式適用分		
14	うち、 <u>外部格付</u> 準拠方式適用分		
15	うち、 <u>標準的</u> 手法準拠方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに

[同左]			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における <u>外部格付</u> 準拠方式又は内部評価方式適用分		
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における <u>指定</u> 関連方式適用分		
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分		
[同左]			

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンゼート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャー

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

に係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

㉕ [同左]

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致す

oc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

る。

z 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉑ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進地方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進地方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進地方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進地方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年

㉑ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「連結自己資本規制比報告書第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年

適用分」、 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

【（第二面）～（第四面） 略】

【（第二面）～（第四面） 同左】

(別紙様式第七号)

【表略】

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本比率告示及び連結レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIB バックアップ比率」の項には、連結自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

- ⒃ 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番 8 「資本保全バックアップ比率」の項の比率は同様式の項番65 「うち、資本保全バックアップ比率」の項の比率と、項番 9 「カウンター・シクリカル・バックアップ比率」の項の比率は同様式の項番66 「うち、カウンター・シクリカル・バックアップ比率」の項の比率と、項番10 「G-SIB/D-SIBバックアップ比率」の項の比率は同様式の項番67 「うち、G-SIB/D-SIBバックアップ比率」の項の比率と、項番11 「最低連結資本バックアップ比率」の項の比率は同様式の項番64 「最低連結資本バックアップ比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

- ⒄ 当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、項番 4 「リスク・アセットの額」の項の額は同面の項番23 「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 8 「資本保全バックアップ比率」の項の比率は同面の項番29 「うち、資本保全バックアップ比率」の項の比率と、項番 9 「カウンター・シ

(別紙様式第七号)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIB バックアップ比率」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

【加える。】

【加える。】

クリカル・バツフター比率」の項の比率は同面の項番30「うち、カウンタ
ー・シクリカル・バツフター比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバ
ツフター比率」の項の比率は同面の項番31「うち、G-SIB/D-SIBバツフター
比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バツフター比率」の項の比率
は同面の項番28「最低連結資本バツフター比率」の項の比率と、項番12「
連結資本バツフター比率」の項の比率は同面の項番27「連結資本バツフテ
ー比率」の項の比率と、項番13「総エクスポージャーの額」の項の額は同
面の項番24「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。

㉑ この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には
、項を削除せず、「ー」を記載すること。

㉒ この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位
未満の端数は切り捨てること。

㉓ この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これ
を切り捨てること。

㉔ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項
を削除せず、「ー」を記載すること。

㉕ この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満
の端数は切り捨てること。

㉖ この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを
切り捨てること。

<p>(別紙様式第八号) [別紙 5]</p> <p>(別紙様式第九号) [別紙 6]</p> <p>(別紙様式第十号) [別紙 7]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当最終指定親会社四半期末
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	
2	うち、利益剰余金の額	
1c	うち、自己株式の額 (△)	
26	うち、社外流出予定額 (△)	
	うち、上記以外に該当するものの額	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	
11	繰延ヘッジ損益の額	
12	適格引当金不足額	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	
15	退職給付に係る資産の額	
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライ	

		ツに係るものに限る。)に関連するものの額	
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
27		その他 Tier1 資本不足額	
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	
普通株式等 Tier1 資本			
29		普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	
34-35		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
33		うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	
35		うち、最終指定親会社の連結子法人等(最終指定親会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
42		Tier2 資本不足額	
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	

その他 Tier1 資本		
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ))	(へ)
Tier1 資本		
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ))	(ト)
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
47	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	
49	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)
Tier2 資本に係る調整項目		
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)
Tier2 資本		
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)
総自己資本		
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)
リスク・アセット (5)		
60	リスク・アセットの額	(ヲ)

連結自己資本規制比率		
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	
63	連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))	
調整項目に係る参考事項 (6)		
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
76	一般貸倒引当金の額	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
78	内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（最終指定親会社）			
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ
		当最終指定親会社四半期末	別紙様式第八号（CC2）の参照項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目（1）			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額（△）		
26	うち、社外流出予定額（△）		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（2）			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27	その他 Tier1 資本不足額			
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通株式等 Tier1 資本				
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			

38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本			
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
47	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
49	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier2 資本に係る調整項目 (5)			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額		
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のう		

	ち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		
総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		
リスク・アセット (6)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
連結自己資本規制比率及び資本バッファ (7)			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))		
64	最低連結資本バッファ比率		
65	うち、資本保全バッファ比率		
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率		
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率		
68	連結資本バッファ比率		
調整項目に係る参考事項 (8)			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額		

	(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

[別紙 3]

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い (1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	
9	額面総額 (4)	
10	表示される科目の区分 (5)	
	連結貸借対照表	
11	発行日 (6)	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	
18	配当率又は利率 (11)	
19	配当等停止条項の有無 (12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	

29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

[別紙 4]

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）（1）	
	規制上の取扱い（2）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（3）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（4）	
	連結自己資本規制比率	
9	額面総額（5）	
10	表示される科目の区分（6）	
	連結貸借対照表	
11	発行日（7）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（8）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（9）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（10）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（11）	
18	配当率又は利率（12）	
19	配当等停止条項の有無（13）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（14）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合（15）	
25	転換の範囲（16）	

26	転換の比率 (17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (19)	
31	元本の削減が生じる場合 (20)	
32	元本の削減が生じる範囲 (21)	
33	元本回復特約の有無 (22)	
34	その概要	

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号 (CC1)の参照項目
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄に記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一である最終指定親会社にあつては、ロ欄に記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLAC の構成		
国際様式の 該当番号	項目	当最終指定親会社四 半期末
想定される処理方針について (1)		
...		
連結自己資本規制比率上の外部 TLAC (2)		
1	普通株式等 Tier1 資本の額 (イ)	
2	TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額 (ロ)	
3	子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額 (ハ)	
4	その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目 (ニ)	
5	外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額 ((ロ) - (ハ) - (ニ)) (ホ)	
6	TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額 (ヘ)	
7	残存期間が1年以上5年以下のTier2資本のうち、連結自己資本 規制比率の算定上控除されている額 (ト)	
8	子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額 (チ)	
9	その他の Tier2 資本に係る調整項目 (リ)	
10	外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額 ((ヘ) - (ト) - (チ) - (リ)) (ヌ)	
11	連結自己資本規制比率上の外部 TLAC の額 ((イ) + (ホ) + (ヌ)) (ル)	
連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (3)		
12	その他外部 TLAC の額 (ヲ)	
13	特例外部 TLAC 調達手段 (=劣後性要件を除く全ての外部 TLAC 適格要件を満たすもの) の総額	
14	特例外部 TLAC 調達手段のうち、外部 TLAC への算入が認められ ている額	
15	TLAC 完全適用以前に資金調達ビークルによって発行された外部 TLAC	
16	資本再構築のための事前のコミットメント相当額 (ヅ)	
17	調整項目適用前の連結自己資本規制比率外の外部 TLAC の額 ((ヲ) + (ヅ)) (カ)	
連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (調整項目) (4)		

18	外部 TLAC の額 (調整前) ((ル) + (カ))	(ヨ)	
19	破綻処理グループ間のエクスポージャー	(タ)	
20	自己保有のその他 TLAC 負債の額	(レ)	
21	その他調整項目	(ソ)	
22	外部 TLAC の額 (調整後) ((ヨ) - (タ) - (レ) - (ソ))	(ツ)	
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー (5)			
23	リスク・アセットの額	(ネ)	
24	総エクスポージャーの額	(ナ)	
外部 TLAC 比率及び資本バッファ (6)			
25	資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率 ((ツ) / (ネ))		
25a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率		
26	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 ((ツ) / (ナ))		
27	連結資本バッファ比率		
28	最低連結資本バッファ比率		
29	うち、資本保全バッファ比率		
30	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率		
31	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(1) 想定される処理方針について

自金融機関を含むグループ全体に係る想定される処理方針 (SPE アプローチ又は MPE アプローチのいずれか) を記載した上、必要に応じて補足説明を記載すること。

(2) 連結自己資本規制比率上の外部 TLAC

- a 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合は、項番 1「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 29「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 2「TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 44「その他 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 6「TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額」の項の額は同様式の項番 58「Tier2 資本の額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 項番 3「子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier1 資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってその他 Tier1 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- c 項番 4「その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社 TLAC 告示第四条第一項第二号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び連結自己資本規制比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、最終指定親会社 TLAC 告示附則第三条第一項の規定によりその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。
- d 項番 7「残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、連結自己資本規制比率の算定上控除されている額」の項には、Tier2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が一年以上五年以内であるものにつき、連結自己資本規制比率告示第七条第一項柱書ただし書の規定による調整を行った後の額から当該調整を行う前の額を控除した額を負数で記載すること。
- e 項番 8「子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行している Tier2 資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たって Tier2 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- f 項番 9「その他の Tier2 資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び連結自己資本規制比率告示第七条第一項第五号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、最終指定親会社 TLAC 告示附則第三条第二項の規定により Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。

(3) 連結自己資本規制比率外の外部 TLAC

- a 項番 12「その他外部 TLAC の額」の項には、その他外部 TLAC 調達手段の額の合計額を記載すること。

- b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が最終指定親会社 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該同項各号に定める額を記載すること。

(4) 連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (調整項目)

- a 項番 19「破綻処理グループ間のエクスポージャー」の項には、自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が MPE アプローチである場合における最終指定親会社 TLAC 告示第四条第二項第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- b 項番 20「自己保有のその他 TLAC 負債」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第二項第四号に掲げる自己保有のその他外部 TLAC 関連調達手段の額を記載すること。
- c 項番 22「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額は、当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、同様式の項番 1「外部 TLAC の額」の項の額と一致する。

(5) リスク・アセットの額及び総エクスポージャー

- a 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合は、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 4「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 13「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合は、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 2「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- c 自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が SPE アプローチである場合において、当期に係る別紙様式第一号の開示を行うときは、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は、同様式の項番 60「リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

(6) 外部 TLAC 比率及び資本バッファー

- a 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- b 項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項には、項番 25「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」から、項番 27「連結資本バッファー比率」と項番 28「最低連結資本バッファー比率」のいずれか小さい比率を控除して得られる比率を記載する。
- c 項番 27「連結資本バッファー比率」の項の比率は、連結自己資本規制比率告示第七条の二第二項の規定により算出した資本バッファーに係る普通株式等 Tier1 資本の額を項番 23「リスク・アセットの額」の項の額で除して得られる比率を記載すること。なお、当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、同様式の項番 68「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致し、当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合には、同様式の項番 12「連結資本バッファー比率」の項

の比率と一致する。

- d 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合は、項番 28「最低連結資本バッファ率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファ率」の項の比率と、項番 29「うち、資本保全バッファ率」の項の比率は同号の項番 8「資本保全バッファ率」の項の比率と、項番 30「うち、カウンター・シクリカル・バッファ率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファ率」の項の比率と、項番 31「うち、G-SIB/D-SIB バッファ率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファ率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(単位：百万円)

TLAC2：内部 TLAC 等の債権者順位 (主要子会社別)										
[主要子会社グループに含まれる子会社の名称]										
国際様式 の該 当番号	項目	債権者順位						合計		
		1 最劣後	1 最劣後	(略)	…	(略)	n 最優先			n 最優先
1	破綻処理対象法人が債権者か否か	✓	—					✓	—	
2	債権者順位に関する説明									
3	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案 後) (イ)									
4	うち除外債務 (ロ)									
5	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) — (ロ))									
6	うち内部 TLAC 適格のもの									
7	残 存 期 間	1年以上2年未満								
8		2年以上5年未満								
9		5年以上10年未満								
10		10年以上 (永久債を除く)								
11	満期がないもの (永久債を含む)									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面は、自金融機関に係る主要子会社（外国に所在する子会社に対して当該外国において最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準が適用されている場合における当該子会社を含む。以下この面において同じ。）及び当該主要子会社に係る主要子会社グループに含まれる子会社ごとに記載することを要する。ただし、主要子会社の子会社であって、その他内部 TLAC 調達手段を発行していない子会社については、作成することを要しない。
- c この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他内部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他内部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- d 項番 2「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- e 項番 3「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関の主要子会社の資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- f 項番 6「うち内部 TLAC 適格のもの」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示の規定により内部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を、債権者順位ごとに、その債権者が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

TLAC 3：外部 TLAC 等の債権者順位

国際様式 の該 当番号	項目	債権者順位						合計
		1 最劣後	2	(略)	…	(略)	n 最優先	
1	債権者の優先順位に関する説明							
2	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案後)	(イ)						
3	うち除外債務	(ロ)						
4	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) - (ロ))							
5	うち外部 TLAC 適格のもの							
6	残 存 期 間	1年以上 2年未満						
7		2年以上 5年未満						
8		5年以上 10年未満						
9		10年以上 (永久債を除く)						
10		満期がないもの (永久債を含む)						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他外部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他外部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- c 項番 1「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- d 項番 2「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関が外部に発行している資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとにそれぞれ記載すること。
- e 項番 5「うち外部 TLAC 適格のもの」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示の規定により外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM 2：主要な指標 (TLAC 要件)						
国際様式 の該当 番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
1	外部 TLAC の額					
2	リスク・アセットの額					
3	資本バッファ勘案前のリスク・アセット ベース外部 TLAC 比率					
3a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
4	総エクスポージャーの額					
5	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率					
6a	法令の規定に基づいて除外債務がペイルイ ンの対象から除外される法域か否か					
6b	特例外部 TLAC 調達手段が認められる法域 か否か					
6c	特例外部 TLAC 調達手段のうちその他外部 TLAC 調達手段に相当するとして認められ ているものが占める割合					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b 項番 1 「外部 TLAC の額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同号の項番 22 「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額) と一致する。
- c 項番 2 「リスク・アセットの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額) と一致する。
- d 項番 3 「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25 「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率) と一致する。
- e 項番 3a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一

面の開示を行う場合には、同面の項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

f 項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。

g 項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

h この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

i この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

j この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

k ロ欄からホ欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「ハの前四半期末」及び「ニの前四半期末」がそれぞれ平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。